審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	畜産課	検索番号	12-3
法令名	医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等 に関する法律	根拠条項	83 0 2 0 3		
許認可等	販売品目の指定				

(根拠規定)

第八十三条の二の三 都道府県知事は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、第二十六条第四項の規定にかかわらず、店舗ごとに、第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される第三十六条の八第一項の規定により農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品の品目を指定して店舗販売業の許可を与えることができる。

(許認可等の基準)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助 言について(平成12年3月31日付け12畜A第728号畜産局長通達)

第2 動物用医薬品販売業

- 6 動物用医薬品特例店舗販売業
- (3) 特例店舗販売業の許可に当たって指定する品目は、指定医薬品以外の医薬品であって、それぞれ別表第1に掲げる薬効用途別分類、有効成分及び効能効果の範囲に該当するものであり、かつ、次の各号に適合するものであることが望ましい。
 - ア 一般に薬理作用が緩和であり、毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しないものであること。
 - イ 貯蔵保管が容易であり、経時変化が起こりやすくないものであること。
 - ウ 注射による投与等、用法及び用量からみて、一般にその使用方法が困難でないものであること。
- (4) 特例店舗販売業の許可等に当たって留意すべき事項

法第83条の2の3第1項に基づく特例店舗販売業の許可に当たっては、指定医薬品以外の医薬品について、品目を指定して許可を与えることとされていることに留意されたい。また、改正法附則第16条に基づき、法第83条の2の3第1項の許可を受けたとみなされた者についても、品目の追加指定の際に指定医薬品を新たに指定することはできないことに留意されたい。

(6) 特例店舗販売業の許可については、法第83条の2の3第1項において、都道府県知事は、「当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるとき」に、店舗ごとに、「農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品の品目を指定して店舗販売業の許可を与えることができる」と規定されている。この規定の趣旨に鑑み、特例店舗販売業に係る1店舗当たりの指定品目数について各都道府県の実態を勘案して上限を設定するとともに、販売品目の指定に当たっては、(3)の適合要件等に該当する品目のうち、特例店舗販売業の当該店舗ごとに取り扱うことが必要と認められる最小限度のものに限定するとともに、その店舗において取り扱う医薬品のうち、特定販売について広告するときは、当該地域に限定することが望ましい。

なお、当該上限品目数以上の医薬品の取扱い又は当該地域外への広告を希望する業者に対し

ては、店舗販売業の許可を受けるよう指導をお願いする。

別表第1

特例店舗販売業の取扱品目

〔内用剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
使胃消化剤、整腸剤	アクリノール、アセンヤク、アニス実、アミノ安息香酸エチル、アミラーゼ、アロエ、ウイキョウ、塩化ナトリウム、エンメイソウ、オウゴン、オウロン、ガジュツ、カッコン、カルボール、カレン、ガジュツ、カッコン、カルボール、カリン、カルでアルミニウム(カリン)、ケイヒ、ケンゴシン・ボ、コンズ・カーン、ガリンのカーン、ガジュンが、カーゼ、カリン、カージを関係のから、発展では、大力に対し、カーが、カーで、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが、カーが	胃腸炎、過食、食清、食、消化器、治化器、治化器、治化器、治化器、治化器、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、治疗、
消泡剤	アセチルクエン酸トリプチル、シリコン樹脂、ソルビタンモノオレート、ポリソルベート 80 又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	鼓脹症等
下痢	アロエ、アントラキノン、グリセリン、人工カルルス塩、センナ、ダイオウ、ヒマシ油、フェノバリン、ポリエチレングリコール、硫酸ナトリウム、硫酸マグネシウム又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	食滞、便秘、疝痛、 飼料中毒等
抗原虫剤	2ーアセトアミノー5ーニトロチアゾール、アン	コクシジウム症、

	プロリウム、4.5 イミダゾールジカルボキサマイド(グリカマイド)、エトパベート、3.5 ージニトロベンツアマイド、テトラメチルチウラムダイサルファイド(ヂチオン)、ナイカルバジン、ナイチアサイド又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬・劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	黒頭病、ヘキサミ タ症の予防及び治 療、ロイコチトゾ ーン病の抑制等
駆虫剤	アレコリン、オキシクロザニド、カイニン酸、カマラ、ザクロヒ、サントニン、ジクロロフェン、トリブロムサラン、パーベンダゾール、ピペラジン、ピランテル、プラジクアンテル、マクリ、モランテル又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	回虫、鈎虫(十二指 腸虫を含む)、条虫、 肺虫、毛様虫胃虫、 糸状虫、毛細線虫、 盲腸虫、腸結節虫、 円虫、嶢虫、糞線 虫、吸虫、鞭虫等
解熱・鎮痛・消炎剤	アセチルサリチル酸、アセチルサリチル酸カルシウム、アミノピリン、オウバク、オンジ、カフェイン、カンゾウ、キキョウ、キョウニン、ケイヒ、サイコ、サリチル酸フェニール、スルピリン、ビラビタール、フェナセチン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	気管支炎、鼻炎、 肺炎、感冒、その 他の発熱性疾患、 去たん、鎮咳等
保健強壮剤、栄養剤	アスコルビン酸(ビタミン C)、アスパラギン酸カリウム、アミノ酸、イノシトール、ウコン、エルゴカルシフェロール(ビタミン D2)、塩化カリウム、塩化ナトリウム、果糖、肝臓末、乾燥硫酸カルシウム、肝油、グリシン、グリセロリン酸、グルコン酸、グルカンウム、グルタチオン、クロストリジウム菌、血液粉末、酵母、コリン、コレカルシフェンール(ビタミン D3)、シアノコバラミン(ビタミン B12)、硝酸チアミン、セレン、炭酸カルシウム、胆汁酸、チアミン(ビタミンB、)、沈降炭酸カルシウム、デキストラン鉄、糖密、トコフェロール(ビタミンE)、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、乳酸カルシウム、乳酸菌、ニョウ素水素酸、ニンジン、ニンニク、ハチミツ、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンK4、ビリドキシン(ビタミンB6)、ピロリン酸第二鉄、ブドウ糖、プロピンングリコール、ボレイ、ミネラル類、無水クエン酸ナトリウム、メナジオン(ビタミン K3)、葉酸、ヨウ素塩コドカゼイン、酪酸菌、リボフラビン(ビタミン B2)、リン酸水素カルシウム、リン酸二水素カルシウム又はそれらに類似する薬理作を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に用る。)	下防止、育雛率の 向上、羽毛障害の 防止、繁殖泌乳障 害、中毒、産前産 後起立不能、運動 障害、肝障害、下
利尿剤	ウラジロガシ、塩化アンモニウム、コレカルシフ	尿石症の治療及び

ェロール(ビタミン D3)、炭酸カルシウム、	ビタ
ミンA、硫酸コバルト、リン酸カルシウムス	スはそ
れらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬	甚、劇
薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。	,)

予防等

「外用剤」

〔外用剤〕		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
鎮痛、鎮痒、収敏、 消炎剤(火傷、外 傷、凍傷治療剤を 含む。)	アミノ安息香酸エチル、安息香酸、アンモニア、イオウ、イクタモール、イソプロピルメチルフェノール、ウンデシレン酸、エフェドリン、オウバク、カルシフェロール、カンフル、肝油、グアヤコール、酢酸アルミニウム、酢酸鉛、酢酸ヒドロコルチゾン、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛(亜鉛華)、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、ジブカイン、センキュウ、ダイオウ、テレピン油、トウガラシ、ハッカ、ビタミンA、フェノール、木タール、ユーカリ油、ヨウ素、リドカイン、ロートコン又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	消炎、鎮痛、鎮痒、 打僕、関節炎、腱 炎、神経炎、腱鞘炎、腱鞘炎、神経炎、神炎、 、類で 、類で 、類で 、対し、 、対し、 、対し、 、対し、 、対し、 、対し、 、対し、 、対し
皮膚消毒剤、乳頭消毒剤、化膿性疾患治療剤、湿疹皮膚炎治療剤、皮膚洗浄剤、皮膚洗浄剤	アクリノール、アミノ安息香酸エチル、イオウ、イソプロピルアルコール、エタノール、塩化ベンザルコニウム、塩酸クロルへキシジン、オキシドール、オリーブ油、カンフル、肝油、逆性石けん、グルコン酸クロルへキシジン、クレゾール、サリチル酸、サリチル酸メチル、酸化亜鉛(亜鉛華)、次硝酸ビスマス、ジフェンヒドラミン、次没食子酸ビスマス、トウガラシ、トコフェロール(ビタミンE)、二硫化セ:レン、ノノキシノールヨード、ビタミンA、フェノール、ポピドンヨード、メチレンブルー、木タール、ヨウ化カリウム、ヨウ素、ヨードホルム又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しないの製剤に限る。)	外傷、、は傷、、とは、水性膚、、水性膚、、水腫、、水腫、、水腫、、水腫、、水腫、、水性腫、、水性腫、
治療剤(溶剤を含む。)	アクリノール、アレスリン、イオウ、イクタモール、ウンデシレン酸、塩化ベンザルコニウム、カルシフェロール、逆性石けん、サリチル酸、サリチル酸フェニル、酸化亜鉛(亜鉛華)、ジフェンヒドラミン、二硫化セレン、ビタミンA、ピレトリン、フェノール、メチレンブルー、ヨウ素又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	ノミ、シラミ、一 般寄生性皮膚炎、 湿疹等
止血剤	塩基性硫酸第二鉄、塩化アンモニウム、塩化アルミニウム、硫酸銅又はそれらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当	止血等

	しない製剤に限る。)	
点眼剤	エフェドリン、塩酸ナファゾリン、グリチルリチ	結膜炎、結膜充血、
	ン酸ジカリウム、ホウ酸、マレイン酸クロルフェ	角膜炎、眼瞼炎、
	ニラミン、硫酸亜鉛又はそれらに類似する薬理作	外傷性眼炎等
	用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該	
	当しない製剤に限る。)	

〔観賞魚用薬浴剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
観賞魚用外皮殺	アクリノール、アクリフラビン、イオウ、塩化ナ	観賞魚の外傷、エ
菌消毒剤	トリウム、オキソリン酸、グアヤコール、クロル	ロモナス感染症(赤
	ヘキシジン、スルファジメトキシン、チオ硫酸ナ	斑病、立鱗病尾ぐ
	トリウム、トリクロルホン(メトリホナート)、ニ	され病、穴あき病、
	トロフラゾン、ニトロフラン、ニフルスチレン酸、	スレ病)、カラムナ
	マラカイトグリーン、メチレンブル一又はそれら	リス病(鯛腐れ、尾
	に類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及	腐れ、口腐れ)、そ
	び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	の他の細菌性感染
		症、スレ、白点病、
		ミズカビ病等
観賞魚用外部寄	トリクロルホン(メトリホナート)又はそれらに	イカリムシ症、ア
生虫駆除剤	類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇薬及び	ルグルス症(ウオジ
	医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	ラミ症、チョウ症)
		等

「番用剤」

至/17/17			
薬効用途別分類	有効成分	効能効果	
蚕用嫌忌剤	ハッカ油又はそれらに類似する薬理作用を有す	自然上族法に適用	
	る成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない	される熟蚕上蕨の	
	製剤に限る。)	促進等蚕室及び蚕	
蚕用殺菌消毒剤	クロロタロニル、サリチル酸、酸化エチレン、フ	具の消毒、こうじ	
	ェノール又はそれらに類似する薬理作用を有す	かび病の予防、硬	
	る成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当しない	化病の予防等	
	製剤に限る。)		
蚕用ホルモン剤	20 一ヒドロキシエクジソン、メトプレン又はそ	蚕の熟化の斉一	
	れらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇	化、五齢経過の延	
	薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	長による繭重・繭	
		層重の増加等	

〔殺虫剤及び防虫剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
殺虫剤	アレスリン(ビナミン)、イミダクロプリド、エト	ダニ、ノミ、シラ
	フェンプロックス、カーバメイト、カルバリル、	ミ、ハエ成虫、ハ
防虫剤	ジクロルボス、ジノテフラン、シフルトリン、ジ	工幼虫(ウジ)、カ成
	ョチュウギク、シロマジン、スミスリン(フェノ	虫、力幼虫(ボウフ
	トリン)、チアメトキサム、テトラクロルビンホ	ラ)、サシバエ、ワ
	ス、テフルベンズロン、トリクロルホン(メトリ	クモ、トリサシダ
	ホナート)、トリフルムロン、ピベロニルブトキ	ニ、ハジラミ、ア

	サイド、ピリプロキシフェン、ピレトリン、フェ	ブ、ハムシブユ、
	ニトロチオン、フタルスリン、プロチオホス、プ	その他の吸血昆
	ロポクスール、プロモプロピラート、ペルメトリ	虫、蜜蜂寄生ダニ
	ン、レスメトリン又はそれらに類似する薬理作用	(ミツバチヘギイタ
	を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に該当	ダニ)等の駆除
	しない製剤に限る。)	
水産用殺虫剤、水	クロルヘキシジン、トリクロルホン(メトリボナ	イカリムシ、アル
産用防虫剤	ート)、フェノトリン又はそれらに類似する薬理	グルス(ウオジラ
	作用を有する成分(毒薬、劇薬及び医薬部外品に	ミ、チョウ)等の駆
	該当しない製剤に限る。)	除

〔畜舎消毒剤〕

薬効用途別分類	有効成分	効能効果
畜舎消毒剤	アルキルジアミノエチルグリシン、アルキルトル	畜・鶏舎及びその
	エン、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、塩化	設備の殺菌・消毒
	トリメチルアンモニウムメチレン、塩化ベンザル	踏込槽の消毒、畜
	コニウム、塩化ナトリウム、オルソジクロロベン	産用器具の消毒、
	ゼン、クレゾール、ジクロルイソシアヌル酸ナト	家畜診療・繁殖用
	リウム、ジフルベンズロン、二塩素イソシアヌー	器械の消毒、i 鶏コ
	ル酸、ペルオキソー硫酸水素カリウム(塩化ナト	クシジウムオーシ
	リウム)、ポリアルキルポリアミノエチルグリシ	ストの消毒等
	ン、ポリオキシエチレンアルキルフェノールエー	
	テル、ポリオクチルポリアミノエチルグリシン、	
	ポリヘキサメチレンビグアナイド、ヨウ素又はそ	
	れらに類似する薬理作用を有する成分(毒薬、劇	
	薬及び医薬部外品に該当しない製剤に限る。)	

[簡易診断薬]

(1419/45/45/45)		
薬効用途別分類	有効成分	効能効果
乳汁検査薬	アルキルベンゼンスルフオン酸ナトリウム、ドデ	乳房炎の診断等
	シルベンゼンスルホン酸ナトリウム、フェノール	
	レツド、ブロームクレゾールパープル、プロ	
	ムチモルブルー、ラウリル硫酸ナトリウム又はそ	
	れらに類似する薬理作	
	用を有する成分	

注)有効成分の欄中「又はそれらに類似する薬理作用を有する成分」とあるのは、同欄に掲げる 成分の塩類、誘導体、分子化合物、抽出物又は漢方配合成分であって、当該成分と同程度の効 能を有するもの

(その他)